Ⅴ 自己資本の充実の状況

１．自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（１）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	24,818		24,235	
うち、出資金及び資本準備金の額	10,792		10,719	
うち、再評価積立金の額	－		－	
うち、利益剰余金の額	14,209		13,688	
うち、外部流出予定額（△）	▲96		▲80	
うち、上記以外に該当するものの額	▲87		▲92	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	187		176	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	187		176	
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	40		0	
うち、回転出資金の額	－		－	
うち、上記以外に該当するものの額	40		0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	946		769	
コア資本に係る基礎項目の額 （イ）	25,992		25,182	
コア資本に係る調整項目（２）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	－	－	1	5
うち、のれんに係るものの額	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	－	－	1	5
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－	－	－
適格引当金不足額	－	－	－	－
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－
前払年金費用の額	－	－	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額 （ロ）	－		1	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ）） （ハ）	25,992		25,181	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	124,619		135,078	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲41,338		▲30,713	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	－		5	
うち、繰延税金資産	－		－	
うち、前払年金費用	－		－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー（△）	▲43,440		▲32,619	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	2,102		1,900	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
オフ・バランス項目	9		2	
ＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額	0		1	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	－		0	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	14,181		13,875	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額 （ニ）	138,801		148,954	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	18.72%		16.90%	

（注１）農協法第11条の２第１項第１号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
（注２）当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
（注３）当ＪＡが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。